

□ 国民健康保険で受けられる給付

給付の種類	こんなとき	手続きおよび必要なもの	給付
療養の給付	病気になったり、けがをしたとき	医療機関（病院、診療所など）の窓口で保険証を提示してください	医療費の7割～9割 ※残りの3割～1割を一部負担金として本人が直接医療機関の窓口で支払います
療養費	急病など、緊急その他やむを得ない理由で、医療機関などに保険証を提示できなかったとき	診療内容明細書・領収書・保険証・印鑑	費用に要した額のうち、審査決定した額の7割～9割を支払います 書類をそろえて、申請書とともに福祉保健課へ提出してください
	医師が治療上、あんま、マッサージ、はり・きゅうを必要と認めたとき	診療内容明細書・施術の内容と費用が明細な領収書・医師の同意書・保険証・印鑑	
	コルセットなどの補装具を購入したとき	補装具を必要とした医師の証明書・領収書・保険証・印鑑	
	輸血のための生血を負担したとき	医師の理由書か診断書・輸血用生血液受領証明書・血液提供者の領収書・保険証・印鑑	
	海外旅行中などに国外で診療を受けたとき	診療内容明細書・領収明細書（以上2つには日本語の翻訳文が必要です）・保険証・印鑑	
出産育児一時金	子供が生まれたとき（妊娠12週{85日}以降であれば死産、流産でも支給されます）	【直接支払制度】 出産した医療機関等に国保から出産育児一時金を直接支払う制度です。出産する医療機関等で、この制度を利用するか確認があります。詳細は医療機関または福祉保健課へお問い合わせください。	※直接支払制度 国保から医療機関等へ42万円を限度に支払われます。出産費用が42万円を超えた場合は、超えた額を医療機関等へお支払いいただけます。出産費用が42万円未満の場合は、差額が支給されます。
葬祭費	被保険者が死亡したとき	保険証・印鑑（住民課へ届け出をしてください）	葬祭を行った人に5万円が支給されます
高額療養費	医療費の自己負担額が高額となり、一定額を超えたとき	申請書・保険証・領収書・印鑑 （申請書は、対象となった方に送付します。）	■高額医療費制度参照

	届け出の必要なとき	手続きに必要なもの
国保に入るとき	他の市町村から転入したとき	他の市町村からの転出証明書・印鑑
	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた日がわかる証明書・印鑑
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	被扶養者からはずれた日がわかる証明書・印鑑
	子どもが生まれたとき	国民健康保険証・母子手帳・印鑑
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書・印鑑
国保をやめるとき	他の市町村に転出するとき	国民健康保険証・印鑑
	職場の健康保険に入ったとき	国民健康保険証と職場の健康保険の両方の保険証 (後者が未交付のときは加入したことを証明するもの)・印鑑
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	
	国保の被保険者が死亡したとき	国民健康保険証・印鑑
	生活保護を受けるようになったとき	国民健康保険証・保護開始決定通知書・印鑑
その他	町のなかで住所が変わったとき	国民健康保険証・印鑑
	世帯主や氏名が変わったとき	
	世帯がわかれたり、いっしょになったとき	
	退職者医療制度の対象になったとき	国民健康保険証・年金証書・印鑑

## 後期高齢者医療制度～都道府県単位で制度運営～

福祉保健課 ☎ 8 3 - 2 7 7 7 (保健福祉センター内)

○加入者(被保険者)は・・・

・75歳以上の方 ⇒保険証は誕生月の前月末までに郵送します(手続き不要)

※資格取得となるのは**75歳の誕生日**からとなります。

・65歳以上で一定の障害があると認定された方 ⇒手続きが必要

○「保険証」と保険料は・・・

一人に1枚、「被保険者証」(葉書大の大きさ)を交付し、保険料は被保険者一人ひとりが納めます。前年中の所得に応じ、医療機関での自己負担割合(1割または3割)、保険料額を決定します。

医療保険料は、通常、介護保険料と同様に年金から差し引きしますが、納付書により金融機関の窓口等で納付する場合があります。

○制度運営は・・・

国では、この制度を新たな制度への移行を含め検討を行っているところですが、当面の間は、この制度により医療保険を運営することとなります。

医療保険料は、1割または3割の負担で医療機関に受診するため、制度を円滑に運営するために必要ですので、納期限までの納付にご協力ください。